

## 横浜市立大学医学部 共用機器等管理運営規程

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 160 号  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 5 号

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学医学部に設置された共用機器・共用利用区画（以下「共用機器等」という。）の管理、運営及び利用に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (共用機器等)

第 2 条 共用機器とは、次の研究機器で、共用機器管理委員会（以下「管理委員会」という。）に承認されたものをいう。

- (1) 管理委員会が共用機器として購入した機器
- (2) 前号以外の機器で、当該機器が次の条件をすべて満たし、管理委員会において共用機器として承認されたもの
  - ア 機器を管理している教室から共用機器として拠出したい旨の申出があつたもの
  - イ 対象の機器が正常に作動し故障していないもの
  - ウ すでに共用機器と同等の複数教室の利用実績があるもの
  - エ 医学部の教育・研究の水準向上に資することが期待できるもの
  - オ 機器の廃棄について委員会に委ねること。

2 共用利用区画とは、福浦キャンパス研究棟管理委員会が承認した、共用機器設置のための基礎研究棟 1 階、2 階、3 階、4 階、5 階、6 階及び臨床研究棟 4 階の各階利用区画並びにラジオアイソトープ研究センター（以下「R I 研究センター」という。）及び動物実験センターをいう。

### 第 2 章 管理組織

#### (管理委員会)

第 3 条 共用機器等の管理、運営、利用に関し必要な事項を医学部全体の視点から審議するために医学部・医学研究科合同運営会議（以下「合同運営会議」という。）の下部機関として管理委員会を置く。

2 管理委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 合同運営会議が指名する教授又は准教授（基礎系、臨床系、看護系各 1 名程度）
- (2) 先端医科学研究センター長
- (3) R I 研究センター安全管理責任者
- (4) 動物実験センター動物実験管理者
- (5) 共用利用区画・共用機器フロア管理責任者
- (6) 医学・病院統括部医学教育推進課長
- (7) 研究推進部研究基盤課長

3 前項第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。なお、前項第 1 号の委員

に任期中の交代が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 管理委員会に委員長（以下「管理委員長」という。）を置く。管理委員長は、第2項第1号に該当する者から合同運営会議が選任する。管理委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 管理委員会に副委員長を置く。副委員長は、管理委員長が任命する。
- 6 副委員長は、管理委員長を補佐し、委員長が欠席、事故その他の理由で不在の場合は、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 7 管理委員長は、必要と認めたときは、委員会を招集し、開催する。
- 8 委員は、管理委員長に管理委員会の会議の招集を求めることができる。
- 9 管理委員会の会議は委員の過半数を持って成立し、その議決は出席委員の過半数の同意を要する。
- 10 管理委員会は次に掲げる事項について審議し、結果を合同運営会議に報告する。  
なお、必要に応じて、合同運営会議の意見を求めることができる。
  - (1) 共用機器の管理及び保守修繕に関わること。
  - (2) 共用機器等の運営及び利用に関わること。
  - (3) 共用機器の更新、新規導入及び設置場所に関わること。
  - (4) その他、共用機器等に関わること。

- 11 管理委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に参加させ、意見を聴取することができる。

（共用利用区画・共用機器フロア管理責任者）

第4条 共用機器等がある基礎研究棟及び臨床研究棟の各階並びにR I研究センター及び動物実験センターに共用利用区画・共用機器フロア管理責任者（以下「フロア責任者」という。）を置き、フロア責任者は、当該共用機器等の管理、運営及び利用の責任を行う。すべての共用機器等はいずれかのフロア責任者の管理下に置く。

- 2 フロア責任者の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 フロア責任者は、各階の機器管理責任者の互選により選任する。
- 4 フロア責任者は、必要に応じて、自己の管理下にある共用機器等の運営、利用及び保守修繕に関して、機器管理責任者や共用機器等の利用者の意見の集約を行う。
- 5 フロア責任者は、前項の意見又は他のフロア責任者が管理する共用機器等について調整が必要な場合、管理委員長に対して、管理委員会の招集を求めることがある。
- 6 フロア責任者は、必要に応じて、自己の管理下にある共用機器等の利用資格並びに申請及び登録方法その他の必要な事項の詳細を定めた利用要綱を作成する。

（機器管理責任者）

第5条 共用機器ごとに、当該共用機器の管理と運営に責任を負う者（以下「機器管理責任者」という。）を置く。

- 2 機器管理責任者は、当該共用機器を設置する区画のフロア責任者が任命する。機器管理責任者は教員又は技術職員がこれにあたる。
- 3 機器管理責任者は、当該共用機器ごとに、利用の資格並びに申請及び登録方法その他の必要な事項の詳細についての定め（以下「利用規定」という。）を作成する。

- 4 機器管理責任者は、利用の申請があった場合には、その申請が利用規定に沿ったものであることを確認して申請を受理する。
- 5 機器管理責任者は、当該共用機器の管理と利用の実態を把握するため利用状況を記録し、年1回管理委員会に報告する。
- 6 機器管理責任者は、当該共用機器に必要な修繕費等についてフロア責任者に報告する。
- 7 機器管理責任者は、利用者の認定にあたって経費負担責任者（第7条で定める経費負担責任者をいう。以下同じ。）を明確にしなければならない。

### 第3章 共用機器等の利用

#### （利用者）

第6条 各共用機器の利用を希望する者は、当該共用機器の機器管理責任者に利用申請を行う。

- 2 利用を希望する者は、その利用申請にあたって経費負担責任者の許可を取らなければならない。
- 3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に当たっては当該共用機器に定められた利用規定（第5条第3項に定める利用規定をいう。以下同じ。）に従い、機器管理責任者の指導の下に行う。
- 4 利用者は利用規定に反し、又は機器管理責任者の指導に従わないで生じた事故に対する責任を負わなければならない。

#### （共用利用区画占用利用者）

第6条の2 共用利用区画を占用に利用することを希望する者（以下「占用利用希望者」という。）は、自己が所属する教室又は領域代表者の承認を受けた後、「医学部共用利用区画における占用利用申請書（様式1）」（以下「占用利用申請書」という。）を利用予定の共用利用区画を管理するフロア責任者に提出しなければならない。

- 2 前項により提出された占用利用申請書については、管理委員会にて承認の可否を審査し、審査結果を占用利用希望者に通知する。
- 3 占用利用希望者は、承認された占用利用申請書に基づく利用料を負担する。

#### （経費負担責任者）

第7条 経費負担責任者とは、共用利用区画の利用料、共用機器の利用に伴う消耗品費用及び利用規定に従わないで生じた故障等の修繕等に係る費用を負担する責任を負う者をいう。

- 2 経費負担責任者は、いわゆる研究指導者で、経費負担能力を有する医学部の教員がその資格を有する。
- 3 利用者は、経費負担責任者が転出した場合、改めて利用申請を行う必要がある。

### 第4章 保守修繕等

#### （保守及び修繕）

第8条 保守修繕申請手順は、次の手順による。

- (1) 機器管理責任者は、共用機器の維持管理のため必要となる保守修繕に関して、

所定の様式による申請を当該機器の共用利用区画のフロア責任者に提出する。

(2) フロア責任者は、管理委員長に対して管理委員会の招集を求める。

(3) 管理委員会は、保守修繕の適否の審査を行う。

(4) 管理委員会は、保守修繕の審査結果をフロア責任者に通知する。

2 保守修繕の審査については次の各号をふまえて行うものとする。

(1) 申請の原因が、通常の機器使用により生じたものであること。

(2) 利用者の重大な過失が原因で故障したものではないこと。

3 次に掲げる場合には、管理委員会の審査を経ずに保守修繕をすることができる。

ただし、管理委員長は、直近の管理委員会に報告をしなければならない。

(1) 保守修繕金額が 50 万円未満の場合

(2) 利用者の安全を図るため緊急に保守修繕が必要と判断される場合

(3) 研究活動に著しい支障が起こるため緊急に修繕が必要と判断される場合

(4) その他緊急に保守修繕が必要と判断される場合

4 共用機器が、利用者の重大な過失が原因で故障した場合は、利用者等に責任を問うことができる。

(更新及び新規導入予定の共用機器)

第 9 条 更新及び新規導入予定の共用機器の申請手続は、次の手順による。

(1) 共用機器の更新又は新規導入を希望する者(更新にあたっては機器管理責任者、新規導入にあたっては当該機器の導入を希望する者とし、以下「申請者」という。)は、管理委員会の求めに応じて、所定の書面により、更新又は新規導入を希望する共用機器を管理委員会に申し出る。

(2) 管理委員会は、前号の申出の中から、次年度に更新又は新規導入する共用機器の審査を行う。

(3) 管理委員会は、審査結果を申請者に通知する。

(4) 前号の審査結果については、更新又は新規導入予定の共用機器として取り扱い、最終的に更新又は新規導入する共用機器については、次年度の予算の状況を踏まえ決定する。

2 管理委員会は、前項第 2 号の審査において、更新又は新規導入予定の共用機器に関する説明を申請者に求めることができる。

3 管理委員会は、第 1 項第 2 号の審査において、必要と認める者から意見を聞くことができる。

4 更新及び新規導入の審査については、次の各号をふまえて行うものとする。

(1) 先端医科学研究に資する共用機器であること。

(2) 動物実験センター及び R I センター内での研究に資する共用機器であること。

(3) 学部・大学院教育に資する共用機器であること。

(4) 共用性、先進性、緊急性、機器の性能、管理・運営体制、価格の妥当性の観点から総合的に審査すること。

第 5 章 その他

(要綱等)

第 10 条 共用機器等の管理、運用及び利用に関し必要な事項等は、横浜市立大学医学部共用機器等管理運営要綱に定める。

2 共用機器の保守及び修繕並びに更新及び新規導入に係る経費執行手続については、共用機器経費執行手続に関する内規に従い行うものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、管理委員会の議を経て行い合同運営会議に報告するものとする。

(事務)

第 12 条 この規程に基づく管理委員会等の事務は研究基盤課が行う。

附 則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 39 号)

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年規程第 23 号)

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年規程第 5 号)

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 (第 6 条の 2 第 1 項)

医学部共用利用区画における占有利用申請書

年 月 日

共用機器管理委員会委員長 様

占用利用希望者  
(氏名)  
(所属教室又は領域名)  
(所属代表者名)

医学部共用利用区画の占用利用を申請します。  
なお、利用にあたっては定められた共用利用区画利用料をお支払いいたします。

受付番号		No.		
研究室及び 利用面積	A棟・B棟 室 利用面積:		利用金額※この欄は記入しないで下さい	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
利用責任者	職名 氏名 連絡先 TEL E-mail			
共同研究者	所属	職名	氏名	
利用の概要	※ 利用の概要 (研究計画等) について必ず明記してください。			
実験室使用の 有無	※ 実験室としての使用の要否 (チェックを入れてください) <input type="checkbox"/> 実験室として使用する <input type="checkbox"/> 実験室として使用しない  実験室使用の場合は、該当する実験にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験 <input type="checkbox"/> 動物実験 <input type="checkbox"/> 人や動物に疾病をもたらす病原体を扱う実験 <input type="checkbox"/> その他			
搬入機器名	機器名	数量	付帯工事 の有無	備考
利用薬品	薬品名	数量		

様式 1 (第 6 条の 2 第 1 項)

上記の申請について、共用利用区画の利用を承認します。

年 月 日

共用機器管理委員会委員長

(職名)

(氏名)

年 月 日

共用利用区画・共用機器フロア管理責任者

(職名)

(氏名)

- 注) 1 利用計画の記入にあたっては、記入スペースは自由に拡大してください。
- 2 記入できない場合は、適宜 欄・用紙を追加してください。
- 3 利用面積においては、機器の設置面積だけでなく当該実験に必要な面積（実験者実験行動範囲等）を記入ください。
- 4 利用期間は原則として 2 年（更新可）です。
- 5 利用期間を更新または延長する場合は、再度申請ください。
- 6 搬入機器の備考欄には、機器の重量、大きさ等を記入してください。なお部屋の改造を行った場合には利用者の費用において現状に戻していただく場合があります。
- 7 実験室として使用する場合には、医学部等バイオセーフティ委員会への実験室利用申請や病原体受入申請等の諸手続きが別途必要になります。